



秋運整第25号の8
平成28年4月19日

一般社団法人秋田県産業廃棄物協会会長 殿

東北運輸局秋田運輸支局長



「不正改造車を排除する運動」への積極的な取り組みについて（依頼）

平素、国土交通行政について、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、不正改造車については、これまでも「不正改造車を排除する運動」を中心に、街頭検査等のあらゆる機会をとらえ、その排除に努めてきたところです。

しかしながら、我が国の交通事故の発生件数や自動車交通による大気汚染の現状を見ると、依然として改善を求められる状況であり、暴走行為、過積載等を目的とした不正改造車は、安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因の一つとなっています。

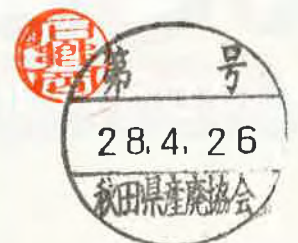
また、部品の取付けや取外しにより保安基準に適合しなくなっても、違法であるとの認識のないままに改造を行っている自動車使用者や、その意を受けて車検時には基準に適合していても車検後に部品の取付けや取外しをする不正改造や検査での合格を強要する悪質な事業者もあり、検査が不適切であるとして、自動車検査官が逮捕されるに至った事例も発生しております。

このような状況に鑑み、平成28年度においても、関係省庁、自動車関係団体等と協力して、全国的に不正改造車の排除のための諸活動をなお一層強力に取り組むこととしております。

つきましては、本運動の趣旨をご理解いただき、本運動に係るポスターを掲出していただくことにより、広く一般に周知して頂きますようお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】

〒010-0816 秋田市泉字登木 74 番地の 3
秋田運輸支局 検査・整備・保安部門
TEL：018-863-5811（代表）
FAX：018-864-0250（担当：玉田、鹿島）





うるさい!
近所迷惑!

違法
マフラーの
排除対策を強化!



あなたは
まわりの方々にうるさい音を
出しているかもよ

STOP!!
THE不正改造

不正改造は犯罪です!

交換用マフラーのカスタマイズは基準適合品をお使い下さい。

マフラー(消音器)に対する騒音対策

適用時期

平成22年4月以降に製作される自動車及び原動機付自転車に適用

基準に適合しないマフラーを装着して公道を走ることはできません。

1 バッフル等の騒音低減機構を容易に除去できるマフラーの装着が禁止

不適合事例

■マフラーの消音機能に関する部品が溶接、リベット等で取り付けられていないもの

(例) マフラーにインナーサイレンサーがボルト止め、ナット止め、接着等により取り付けられており、容易に取り外せるもの



2 新車段階に加え、使用過程時にも加速走行騒音の防止要件が適用

※自動車及び原動機付自転車が規制対象

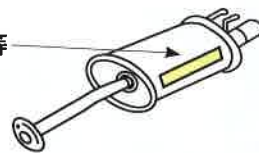
(乗車定員11人以上の自動車、車両総重量が3.5トンを超える自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。)

基準に適合するもの

(1) 次のいずれかの表示があるマフラー

(イ) 自動車製作者表示(車両型式認証を受けた自動車等が備える純正マフラーに行う表示) (例) 自動車メーカー商号、商標等

(ロ) 装置型式指定品表示(装置型式指定を受けた騒音防止装置に行う表示) (自マーク)



(ハ) 性能等確認済表示(確認機関が性能等を確認した交換用マフラーに行う表示)



(第1種後付消音器の性能等確認済表示の例)

確認機関の略称のサンプル例



(ニ) 協定規則適合品表示(Eマーク)



(ホ) 欧州連合指令(EU指令)適合品表示(eマーク)



(数字は認定国の番号を示し、番号は認定国により変わります。)

(2) 次のいずれかの自動車等が現に備えているマフラー

(イ) 加速走行騒音レベルが82dB(原動機付自転車は79dB)以下である自動車等

■公的試験機関が実施した試験結果が必要となります。

(ロ) 加速走行騒音レベルが協定規則又はEU指令に適合する自動車等

■外国の法令に基づく書面又は表示で確認出来ます。例えば、以下のものがあります。

(ただし、同一性や基準への適合性が明らかであることが必要です。)

・COCペーパー(EU指令に基づく車両型式認可車両に交付される適合証明書)

・WVTAラベル又はプレート(EU指令に基づく車両型式認可を受けた車両に貼付されている当該車両型式認可番号が表示されているもの)

参考:不正改造に関する罰則

不正改造車の使用者

整備命令の発令

→整備命令に従わない場合については50万円以下の罰金

不正改造を実施した者

6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金

不正改造は犯罪です!!

「知らなかった」では済まされません。

⚠️ このような改造は、不正改造です。

1 灯火類の灯光の色を変更
クリアレンズ等不適切な灯火器
及び回転灯等の取付け



※色の判断については、点灯状態を見て判断します。

2 運転者席・助手席の窓ガラスへの
着色フィルムの貼付け
(貼付状態で可視光線透過率70%未満)



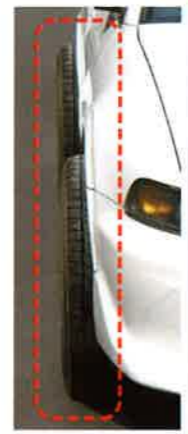
3 基準外ウイングの取付け



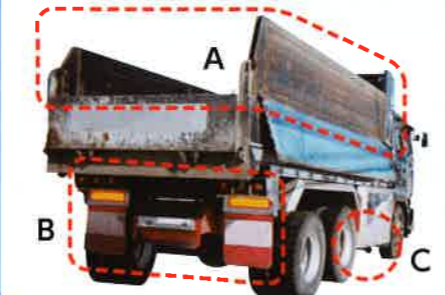
4 基準不適合
マフラーの
装着/
消音器の
取り外し



5 タイヤ及び
ホイールの車体
(フェンダー)外
へのはみ出し



6 A. 荷台さし枠の取付け・燃料
タンクの増設
B. 突入防止装置の切断・取外し
C. 排気管の開口方向違反



7 前面ガラス等への
装飾板の装着



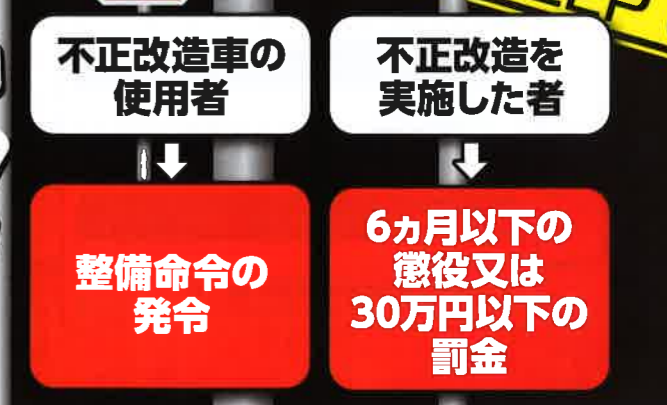
8 速度抑制装置(スピードリミッター)
の解除・取外し



9 ディーゼル自動車が排出する
黒煙



不正改造は 犯罪です!!



不正改造車を排除する運動

推進/国土交通省、不正改造防止推進協議会 後援/内閣府、警察庁、農林水産省、経済産業省、環境省 協力/独立行政法人 自動車技術総合機構、軽自動車検査協会
 (一社)日本自動車整備振興会連合会、日本自動車車体整備協同組合連合会、全国自動車部品整備商工組合連合会、全国タイヤ商工協同組合連合会、(一社)日本自動車販売協会連合会、(一社)日本中古自動車販売協会連合会、日本自動車輸入組合、(一社)日本自動車工業会、(一社)日本自動車部品工業会、(一社)日本自動車車体工業会、(公社)日本バス協会、(一社)全国ハイヤー・タクシー連合会、(一社)日本陸送協会、全日本自動車部品卸商協同組合、(一社)日本自動車タイヤ協会、(一社)全国軽自動車協会連合会、(一社)全国自家用自動車協会、(一社)日本自動車連盟、(財)自動車検査登録情報協会、(一社)日本自動車会連所、(一社)日本二輪車普及安全協会、(一社)全国自動車車検協議会、全国石油商業組合連合会、(一社)自動車用品小売業協会、日本ウインドウ・フィルム工業会、日本自動車スポーツマフラー協会、日本自動車用品・部品アフターマーケット振興会、全国ディーゼルポンプ振興会連合会、(一社)全国二輪車用品連合会、全国自動車大学校・整備専門学校協会、全国自動車短期大学協会、全国オートバイ協同組合連合会

このような不正改造車を見かけたら、登録ナンバー、不正改造の内容、黒煙等の情報をお寄せ下さい。

北海道運輸局 011-290-2752	中部運輸局[不正改造] 052-952-8042	四国運輸局 087-835-6369
東北運輸局 022-791-7534	中部運輸局[黒煙] 052-952-8044	九州運輸局 092-472-2537
北陸信越運輸局 025-285-9155	近畿運輸局 06-6949-6453	沖縄総合事務局 098-866-1837
関東運輸局 045-211-7254	中国運輸局 082-228-9142	

http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/02altered/call110.html携帯、スマートフォンの方はコチラから→

不正改造等の主な事例

クルマのチェックを忘れずに!

乗用車

消音器

○内燃機関を原動機とする自動車には、騒音基準値等に適合する消音器を備えなければならない。(道路運送車両の保安基準第30条)

触媒装置

○触媒等が取り外されていないこと。(道路運送車両の保安基準第31条)

サスペンション

○切断等により、ばねの一部又は全部が除去されていないこと。(道路運送車両の保安基準第14条)

車幅灯

○白色であること。(方向指示器、非常点滅表示灯又は側方灯と一体又は兼用のもの及び二輪車等については、橙色でもよい。)
*平成17年12月31日以前に製作された車両は、白色のほか、淡黄色又は橙色であっても、全ての車幅灯が同一色であればよい。(道路運送車両の保安基準第34条)

番号灯

○白色であること。(道路運送車両の保安基準第36条)

後退灯

○白色であること。(道路運送車両の保安基準第40条)

尾灯

○赤色であること。(道路運送車両の保安基準第37条)

制動灯

○赤色であること。(道路運送車両の保安基準第39条)

方向指示器

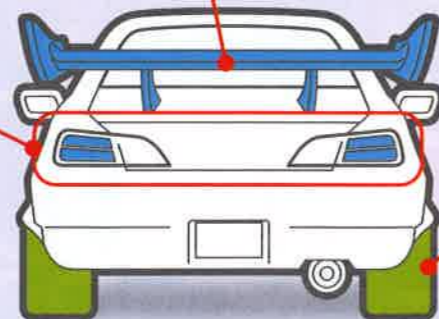
○橙色であること。
○点滅回数が毎分60回以上、120回以下であること。(道路運送車両の保安基準第41条)

後部反射器

○赤色であること。(道路運送車両の保安基準第38条)

基準外のウイング

○側方への翼形状を有していないこと。
○確実に取り付けられていること。
○鋭い突起がないこと。
○その付近の最外側、最後端とならないこと。等(道路運送車両の保安基準第18条)



乗用車・貨物車共通

前面ガラス、運転者席及び助手席の窓ガラス

○指定以外のステッカー貼付は不可。
○前面ガラス等に装飾板を装着した状態又は運転席および助手席の窓ガラスに着色フィルムを貼り付けた状態での可視光線透過率が70%未満のものは不可。(道路運送車両の保安基準第29条)

バックミラー

○鋭い突起がないこと。
○歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝できる構造であること。(道路運送車両の保安基準第18条、第44条)

警音器

○音が自動的に断続するものは不可。
○音の大きさ又は音色が自動的に変化する又は運転席で容易に変化させることができるものは不可。(道路運送車両の保安基準第43条)

前部霧灯

○白色又は淡黄色であること。
○同時に3個以上点灯しないこと。(道路運送車両の保安基準第33条)

その他の灯火(ディライト)

○赤色でないこと。○光度300cd以下であること。
○点滅しないこと。(道路運送車両の保安基準第42条)

タイヤ

○回転部分が突出する等他の交通の安全を妨げるおそれのあるものでないこと。(道路運送車両の保安基準第18条)

直前直左確認鏡

○運転者席において、一定の基準の障害物を確認できる鏡等を備えなければならない。(道路運送車両の保安基準第44条)

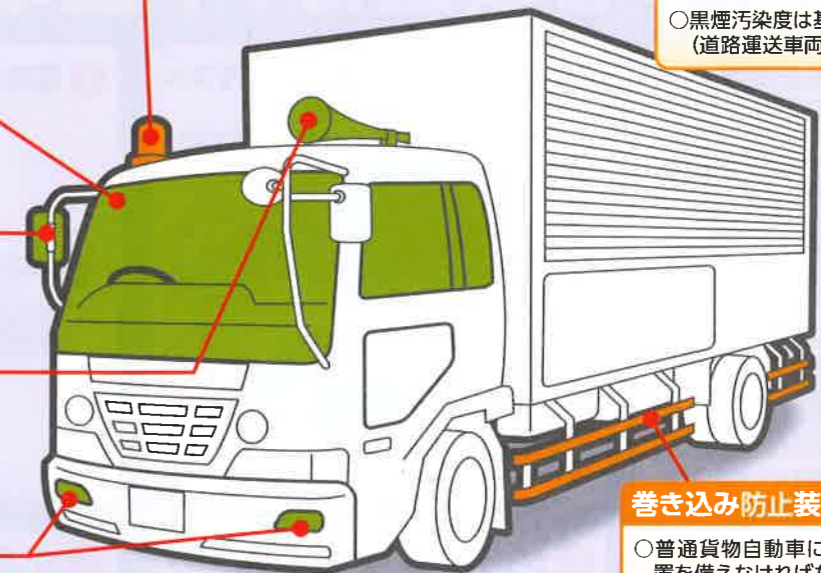
回転灯

○緊急自動車等以外には赤色の回転灯は取付け不可。
○道路維持作業用自動車以外には黄色の回転灯は取付け不可。(道路運送車両の保安基準第42条)

貨物車

ディーゼル車の原動機

○黒煙汚染度は基準内であること。(道路運送車両の保安基準第31条)

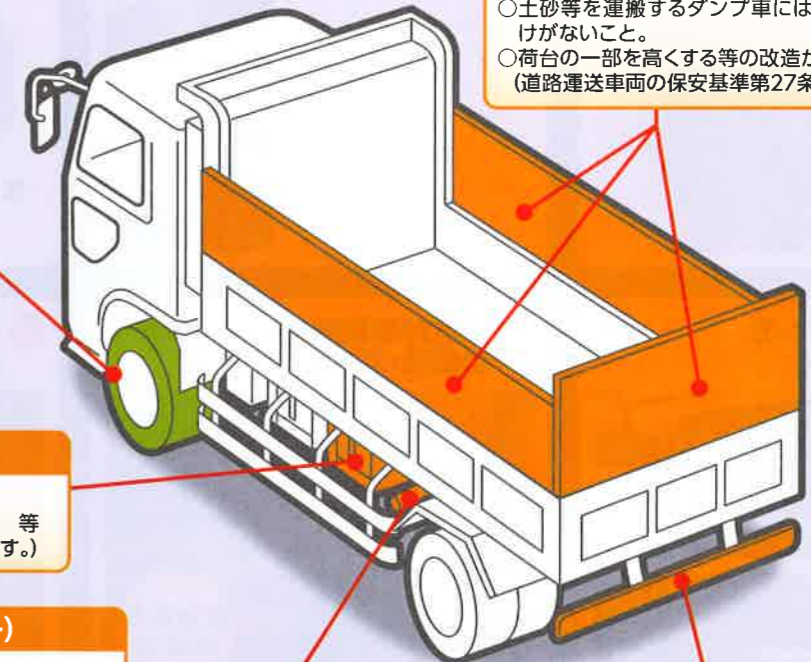


巻き込み防止装置

○普通貨物自動車には、巻き込み防止装置を備えなければならない。(道路運送車両の保安基準第18条の2)

ダンプ(土砂等運搬)

○土砂等を運搬するダンプ車には、さし枠の取付けがないこと。
○荷台の一部を高くする等の改造がないこと。(道路運送車両の保安基準第27条)



排気管の開口方向

○排気管は左向き又は右向きに開口していないこと。(道路運送車両の保安基準第31条)

突入防止装置

○貨物自動車の後面には、突入防止装置を備えること。(道路運送車両の保安基準第18条の2)

不正な二次架装

○新規検査受検後に燃料タンクの増設。
○容量が大幅に異なる燃料タンクへの変更。等(構造等変更検査の手続きが必要になります。)

速度抑制装置(スピードリミッター)

○自動車が90キロメートル毎時を超えて走行しないよう燃料の供給を調整し、かつ、自動車の速度制御を円滑に行えるものであること。
○速度抑制装置を装着していることを示す黄色のステッカーが車室内の運転者の見やすい位置及び車両の後面に貼付されていること。(道路運送車両の保安基準第8条)

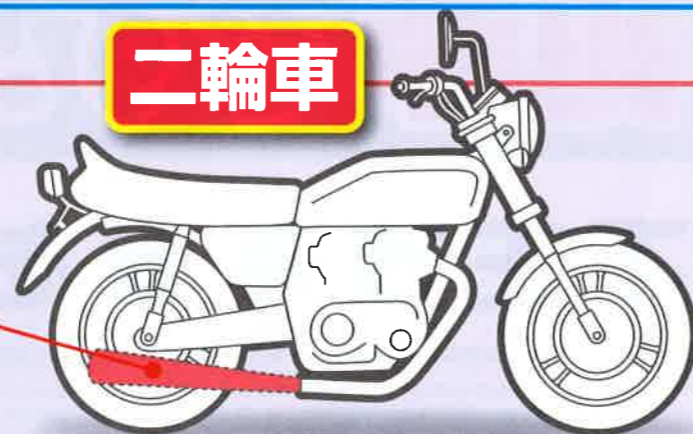
二輪車

消音器

○内燃機関を原動機とする自動車には、騒音基準値等に適合する消音器を備えなければならない。(道路運送車両の保安基準第30条)

触媒装置

○触媒等が取り外されていないこと。(道路運送車両の保安基準第31条)



大丈夫ですか? あなたのクルマ

不正改造は犯罪です!